

1962年の補足的現金給付

—所得維持政策の事例研究—

A. Doron (イスラエル)



本稿には、2種類の特殊な所得保障制度がもっている社会的効果の実証に焦点を絞りながら、批判的な評価が論述されており、2種類の特殊な所得維持制度は、いずれも選別方式の基本原則で実施されている。

この論述では、ある数年間という制限をつけて採用され、しかも、全国民のうち経済的に弱い立場に置かれたグループの立場を改善することを目的としている補足的現金給付について、筆者は次の4つの質問を示している。それらの質問というのは、(a) 制度の明白な社会的目的は何であったのか？、(b) どの程度まで目的が達成されたのか？、(c) 経済的な援助を必要とする人びとの福祉にとっ

て、制度はどれだけ寄与したのか？、および (d) これらの発見により確認されたか、あるいは反駁された選択性にもとづく社会的サービスの効率がどれだけあったのか？、ということである。

1962年におけるイスラエル・ポンドの平価切下げによる波紋として、また、そのために必然的に生じた物価上昇の結果として、生計費の直接的費用に対する需要が、全賃金取得者によって引起された。その動きは政府の経済安定政策に打撃を加えるので、大世帯でかつある金額（月額350ポンド）以下の所得を取得する賃金取得者に、物価上昇に対するある特殊な補償（賃金の3.0%）を支払うことが提案

された。この現金給付は3種類の手段を用いて支払われた。それらの手段というのは、使用者による直接的支払い（その使用者には国民保険公社により償還が行なわれる）、Histadrut（訳注 労働組合総同盟）の年金基金による支払い、および、上述した手段でカバーされないグループに対して国民保険公社による支払いである。

制度の実施以前に推計された数字に対して、現金給付を受給した事実上の数字を示せば、次のようなことがいえる。つまり、驚ろくべきことに、給付を受給したのは44.1%（推計の20万人に対して88,000人）で、支出総額は予算の42.0%に対する32.0%にすぎなかった。

使用者によって給付を支払われた人びとの名前を示すリストはなんら要求されないもので、各受給者グループの具体的な適用とか、構成に対する数字はなんら利用できない（また事実上の管理もなんら検討できなかった）。

若干の例では、制度の目的が達成されなかったため、補償は従業員の給付というよりも、むしろ使用者のものになってしまったと信じられている。さらに、国民保険公社の職員は福祉援護のある要員になることについて、余り熱心ではないし、それが公社のイメージをこわしているかも知れない。

2つ目の給付はパンの価格上昇が現われて以後、低所得者に対して5カ月遅れて支払われた。福祉の対象とされているすべての人びとと老齢者は、所得に関係なくこの給付を受給し、また、低賃金の被用者グループもこの給付を支給された。なお、使用者の支払いに対する管理手段は、なんら採用されなかった。特定グループに対する給付の包括的な分配は、第1番目の制度よりも大幅に成功したということ、調査結果は示している。この2番目の場合には、低所得グループの90%が恐らく受給者に含まれたであろう。それに対して、1番目の場合には、その数字は44.0%にすぎない。

結論として、資力調査にもとづく選別方式の福祉手段は、その方式によって支給される扶助とサービスに対する受給申請について、若干の人びとをためらわせるように思われるし、またその手段は給付の分配について、不平等、差別および恣意的な配分をもたらすことになる、ということを書者は述べている。

特定グループではあるが、しかしニードの高い大きな集団—老齢者と福祉の対象となっている人びと—に対するより大幅な包括的方

式の基本原則によって実施する場合に、選別原則の実施は社会的な効果をもっている。換言すれば、ニードの程度による積極的な差別は、ある効果的な社会福祉政策として資力調査による消極的なコントロールよりもましである。

Supplementary Cash Grants in 1962—
A Case Study in Selective Income
Maintenance Services, *Social Security*,
No. 1, February 1971, pp. 29—43; No.
12, '71.

工業化社会と雇用されない 婦人の社会的保護

Harry Rohwer-Kahlman

(西ドイツ)

本稿には、工業化された社会において稼働活動に雇用されない婦人を保護するために、現在、どのような要求を行なうことができるか、現存する保護施設がいかに不適切であるか、また改善に対する提案がいかに討議され

ているかを、著者は論述している。

われわれの社会では、従来社会政策の場合に考えられていたよりも、より大きな経済的価値を既婚婦人と母親の労働に依存するとい

